

入札公告

次のとおり一般競争入札を行いますので公告します。

令和 7 年 4 月 21 日

奈良県総務部知事公室長

1 競争入札に付する事項等

(1) 業務名

令和7年度ふるさと納税首都圏向けPR事業業務委託

(2) 入札物件の内容等

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 委託期間

契約の日から令和8年1月30日まで

(4) 入札方法

郵便又は持参によります。

入札は、業務委託一式の総計金額で行います。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額（契約時点の消費税及び地方消費税額）を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件をすべて満たした者のみが、この業務の入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年法律第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 競争入札参加資格確認申請書兼誓約書の提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- (3) 競争入札参加資格確認申請書兼誓約書提出時点において、奈良県の物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目「Q5 広告イベン

ト業務」に登録している者であること。

なお、新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所に問い合わせてください。

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県会計局総務課調達契約係（県庁主棟1階）

電話番号 0742-27-8908

- (4) 公告日から過去1年以内（令和6年度）に、国又は地方公共団体から、ウェブサイト記事の作成かつ広告に関する業務の複数の元請実績があり、誠実に履行した実績を有すること。（ウェブサイトの記事の作成と広告に関する業務は別契約でも可。但し契約金額100万円未満のものを除く。）
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による会社更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (6) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

3 入札手続等

- (1) 契約条件を示す場所、契約を担当する部課等の名称及び問い合わせ先

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県総務部知事公室市町村振興課税政係（県庁主棟4階）

電話 0742-27-8420（ダイヤルイン）

- (2) 入札説明書等の交付方法

入札に参加しようとする者は奈良県総務部知事公室市町村振興課のホームページからダウンロードしてください。

(URL : <https://www.pref.nara.jp/1632.htm>)

なお、入札説明会はいりません。

(3) 競争入札参加資格確認申請書兼誓約書の提出について

① 提出期限

令和7年5月9日(金)正午まで(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)
提出期限を過ぎて提出された場合は無効とします。

② 提出方法

3(1)に示す場所に持参または郵送(書留郵便に限ります。)により提出してください。

(4) 開札の日時

令和7年5月22日(木) 14時00分

(5) 郵便による入札

入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、入札説明書「9 郵便による入札」に留意し郵送するようにしてください。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

(2) 入札保証金

免除します。ただし、落札者が落札後契約を締結しない場合は奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第11条の2項に基づき入札金額の100分の5に相当する額を損害賠償請求します。

(3) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第19条第1項ただし書各号のいずれかに該当する者であるときは免除します。

(4) 入札に要求される事項

① この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、競争入札参加資格確認申請書兼誓約書を提出し、競争入札の参加資格があることの確認を受けなければなりません。

② ①の提出資料に基づき第2の規定に該当すると認められる者を落札対象者とします。

③ 入札者は、所定の入札書を作成し、封をしたうえ、所定の場所及び日時に提出してください。

④ 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

⑤ 代理人をもって入札書を持参する場合は、その委任状を入札書と同時に提出してください。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

(6) 契約書作成

本契約は、契約書の作成を要します。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(8) 契約の不締結

落札者の決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

① 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。

② 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

③ 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

④ 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

⑤ ③及び④に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

⑥ 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記①から⑤のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

⑦ 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（⑥に該当する場合を除く。）において、奈良県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

(9) 契約の解除

契約締結後であっても、提出書類等に虚偽の記載が明らかになった場合や受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合又は業務遂行能力がないと認められる場合、及び契約者が上記（８）の①から⑦までのいずれかに該当する事由があると認められる場合又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。また、契約を解除した場合は、契約者は損害賠償を納付しなければなりません。

なお、４（８）中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

（１０）詳細は、入札説明書及び仕様書によります。